

学校における医療的ケアへの対応について

学校において教員等が行うことのできる医療的ケアの内容と範囲

- いわゆる「医療的ケア」とは、一般的に学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医行為を指す。
- 医師免許や看護師等の免許を持たない者は、医行為を反復継続する意思をもって行うことはできないが、平成24年度の制度改正により、看護師等の免許を有しない者も、医行為のうち、たんの吸引等の5つの特定行為に限り、研修を修了し、都道府県知事に認定された場合には、「認定特定行為業務従事者」として、一定の条件の下で制度上実施できることとなった。

医行為

医師の医学的判断及び技術をもってするのではなくれば人体に危害を及ぼし、または危害を及ぼすおそれのある行為。医療関係の資格を保有しない者は行ってはいけない。

学校における医療的ケア

特定行為（※）

- ・ 口腔内の喀痰吸引
- ・ 鼻腔内の喀痰吸引
- ・ 気管カニューレ内の喀痰吸引
- ・ 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- ・ 経鼻経管栄養

※認定された教員等が登録特定行為事業者において実施可

特定行為以外の、学校で行われている医行為（看護師等が実施）

本人や家族の者が医行為を行う場合は違法性が阻却されることがあるとされている。

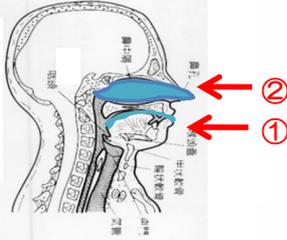
学校において教員等が行うことのできる医療的ケアの内容と範囲

教員等が行うことのできる医療的ケア（特定行為）の内容と範囲

喀痰吸引（たんの吸引）

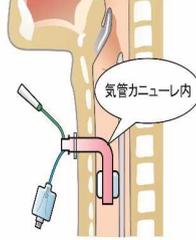
筋力の低下などにより、たんの排出が自力では困難な者などに対して、吸引器によるたんの吸引を行う。

①口腔内 ②鼻腔内



教員等によるたんの吸引は、咽頭の手前までを限度とする。

③気管カニューレ内

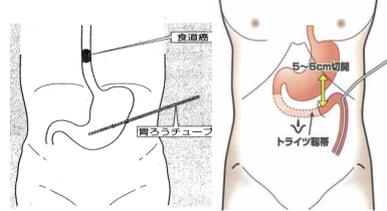


教員等によるたんの吸引は、気管カニューレ内に限る。カニューレより奥の吸引は気管粘膜の損傷・出血などの危険性がある。

経管栄養

摂食・嚥下の機能に障害があり、口から食事を摂ることができない、または十分な量をとれない場合などに胃や腸までチューブを通して、流動食や栄養剤などを注入する。

④胃ろう又は腸ろう



⑤経鼻経管栄養



胃ろう・腸ろうの状態に問題がないこと及び鼻からの経管栄養のチューブが正確に胃の中に挿入されていることの確認は、看護師等が行う。

行為にあたっての留意点

留意点は「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について」（平成23年11月11日 社援発1111第1号厚生労働省社会・援護局長通知）より要約

学校において教員等が行うことのできる医療的ケアの内容と範囲

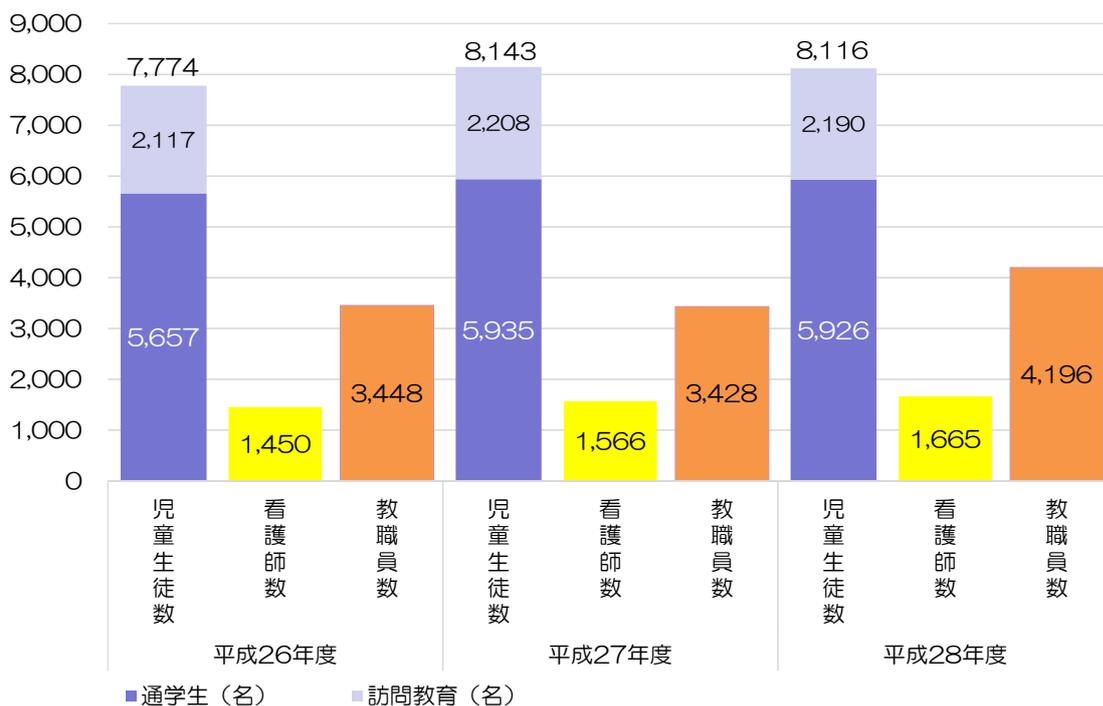
学校において行われる医療的ケアの例

医療的ケアの例	
栄養	<ul style="list-style-type: none"> ●経管栄養（鼻腔に留置されている管からの注入） ●経管栄養（胃ろう） ●経管栄養（腸ろう） 経管栄養（口腔ネラトン法） IVH中心静脈栄養
呼吸	<ul style="list-style-type: none"> ●口腔・鼻腔内吸引（咽頭より手前まで） 口腔・鼻腔内吸引（咽頭より奥の気道） 経鼻咽頭エアウェイ内吸引 ●気管切開部（気管カニューレ内）からの吸引 気管切開部（気管カニューレ奥）からの吸引 気管切開部の衛生管理 ネブライザー等による薬液（気管支拡張剤等）の吸入 経鼻咽頭エアウェイの装着 酸素療法 人工呼吸器の使用
排泄	導尿（介助）
その他	

●：特定行為

学校において医療的ケアが必要な児童生徒等の状況【公立特別支援学校】

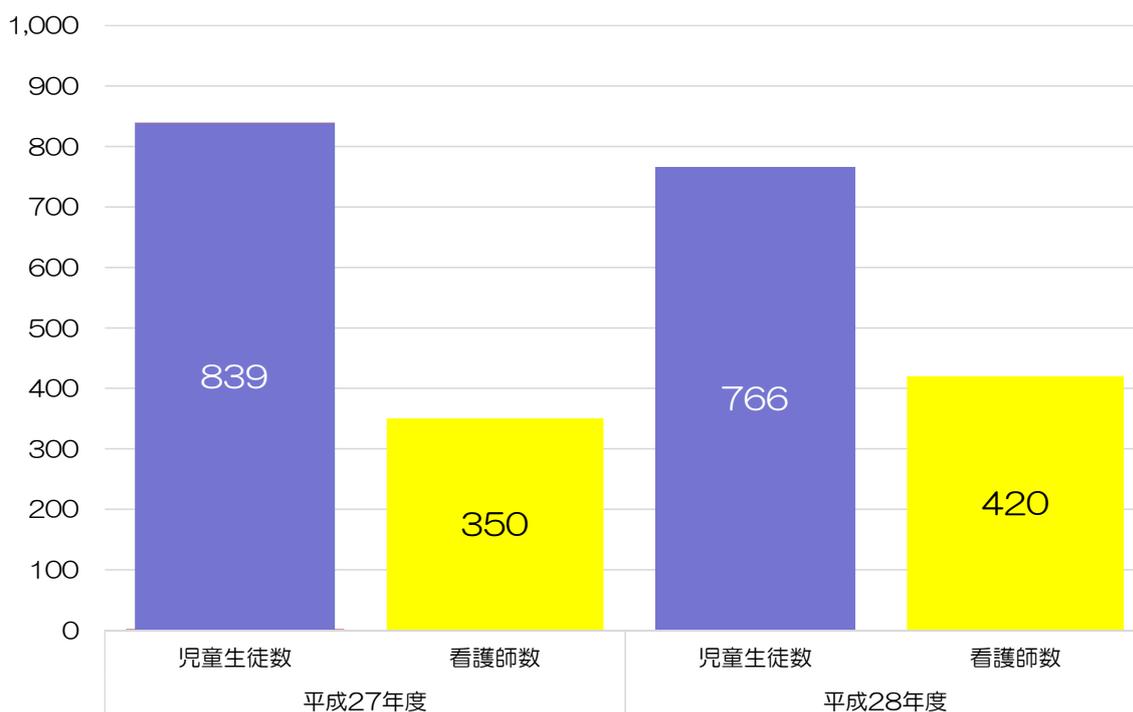
対象となる幼児児童生徒数・看護師数・教職員数の推移（公立特別支援学校（幼稚部～高等部））



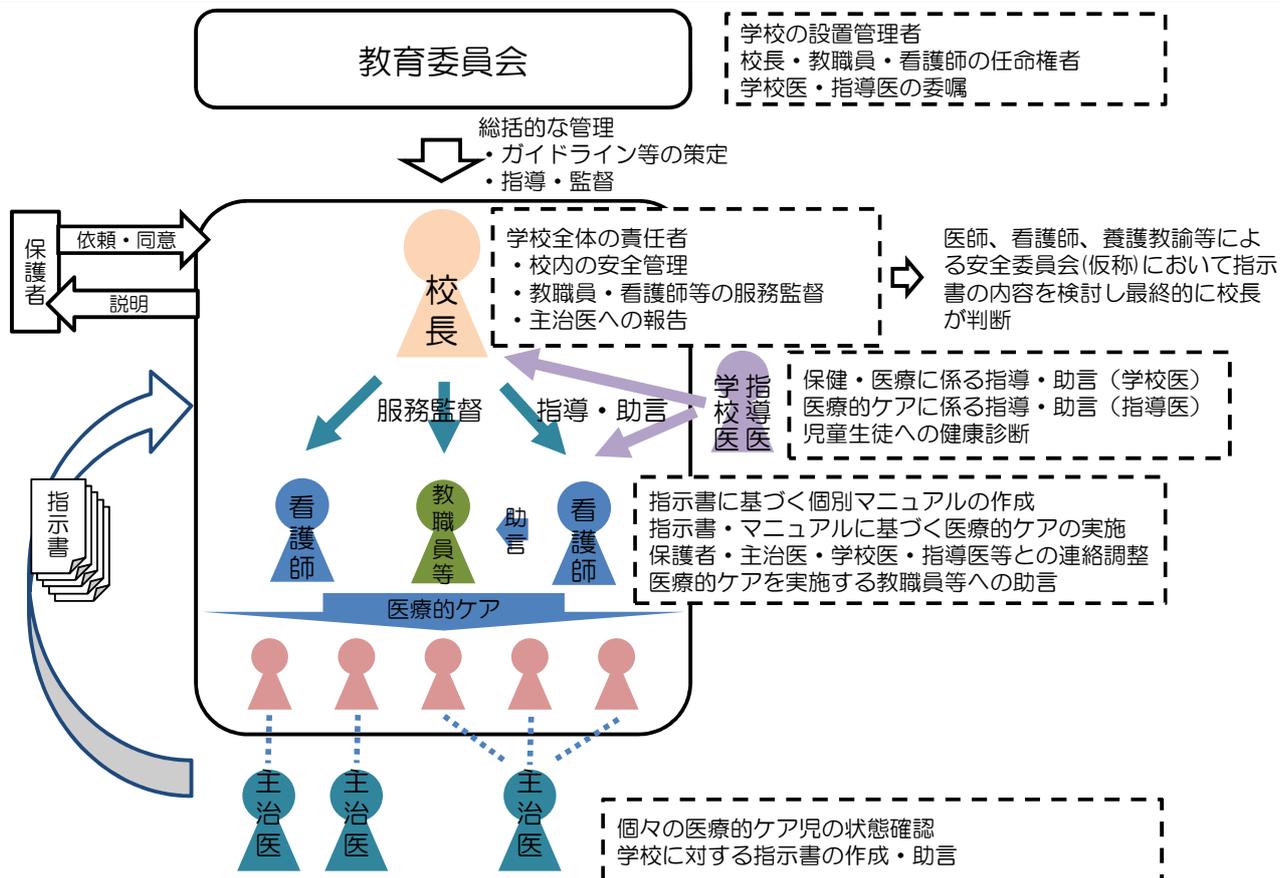
（注）教職員数は、認定特定行為業務従事者として医療的ケアを実施する教職員の数。平成26、27年度は9月1日現在。平成28年度は年度中に医療的ケアを実施する教職員の数（予定を含む。）

学校において医療的ケアが必要な児童生徒等の状況【公立小・中学校】

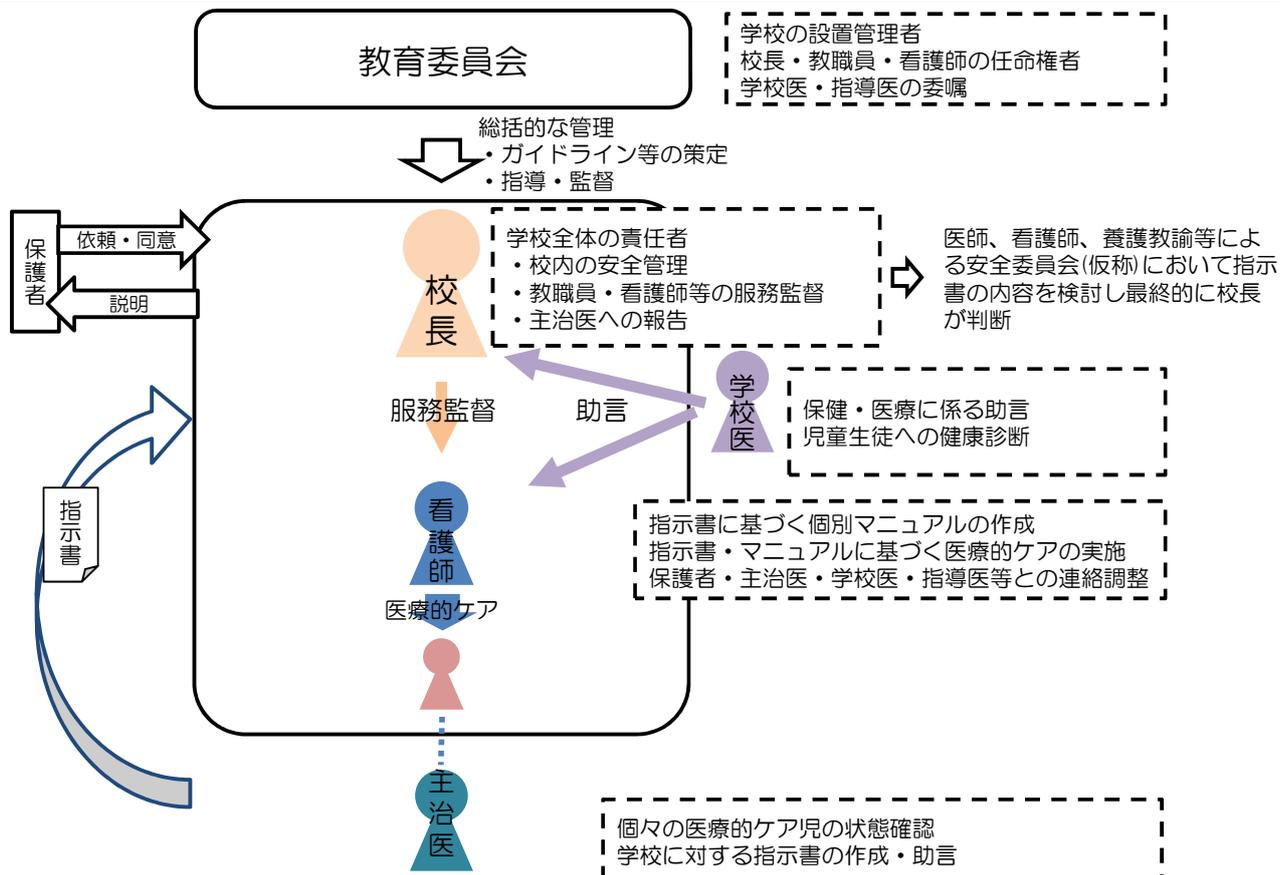
対象となる児童生徒数・看護師数の推移（公立小・中学校）



医療的ケアの実施体制(特別支援学校の例)



医療的ケアの実施体制(小中学校等の例)



学校における医療的ケアの実施について

※「特別支援学校等における医療的ケアの今後の対応について（平成23年12月20日 23文科初第1344号初等中等教育局長通知）」「特別支援学校等における医療的ケアの実施に関する検討会議報告書（平成23年12月9日）」より要約

<特別支援学校における医療的ケア>

- 看護師等の適切な配置を行うとともに、看護師等を中心に教員等が連携協力して特定行為に当たること。児童生徒等の状態に応じ、必ずしも看護師等が直接特定行為を行う必要がない場合であっても、看護師等の定期的な巡回等、医療安全を確保するための十分な措置を講じること。
- 特別支援学校において認定特定行為業務従事者となる者は、医療安全を確実に確保するために、対象となる特定の児童生徒等の障害の状態等を把握し、信頼関係が築かれている必要があることから、特定の児童生徒等との関係性が十分ある教員が望ましいこと。また、教員以外の者について、例えば、同様の関係性が十分認められる介助員等の介護職員が担当することも考えられること。
- 教育委員会の総括的な管理体制の下に、特別支援学校において学校長を中心に組織的な体制を整備すること。また、医師等、保護者等との連携協力の下に体制整備を図ること。

-8-

学校における医療的ケアの実施について

※「特別支援学校等における医療的ケアの今後の対応について（平成23年12月20日 23文科初第1344号初等中等教育局長通知）」「特別支援学校等における医療的ケアの実施に関する検討会議報告書（平成23年12月9日）」より要約

<都道府県等教育委員会における体制整備>

- 都道府県等教育委員会は、特別支援学校が登録特定行為事業者として特定行為が適切に実施されるよう、看護師等の配置、特別支援学校と医師及び医療機関の連携協力、教員等の認定特定行為業務従事者の養成、看護師等と認定特定行為業務従事者との連携及び役割分担、医療安全に関する指針の提示（ヒヤリ・ハット等の事例の蓄積及び分析を含む）など総括的に管理する体制を整備すること。
また、看護師等を配置するに当たっては、各都道府県等において指導的な立場となる看護師を指名したり、これらの者が当該学校における実地研修の指導を担当したりすることも考えられること。
- 総括的な管理体制を構築するに当たっては、特定行為が医行為であることを踏まえ、医師等が関与すること。この場合には、これまで設置されてきた医師等、学校医を含む学校関係者、有識者等による医療的ケア運営協議会等の組織を活用すること。
- 特別支援学校における医療的ケア体制をバックアップするため、都道府県等レベルで医療機関、保健所、消防署等地域の関係機関との連絡体制を構築することが望ましいこと。

-9-

学校における医療的ケアの実施について

※「特別支援学校等における医療的ケアの今後の対応について（平成23年12月20日 23文科初第1344号初等中等教育局長通知）」「特別支援学校等における医療的ケアの実施に関する検討会議報告書（平成23年12月9日）」より要約

<登録特定行為業務事業者（各特別支援学校）>

①安全確保

- 看護師等との連携、特定行為の実施内容等を記載した計画書や報告書、危機管理への対応を含んだ個別マニュアルの作成など、法令等で定められた安全確保措置について十分な対策を講じること。
- 特定行為を実施する場合には、対象者と特定行為を明示した主治医等からの指示書が必要であるが、特別支援学校における実施に当たっては、学校保健の立場から学校医、医療安全を確保する立場から主治医の了承の下に指導を行う医師（以下「指導医」という。）に指導を求めること。
- 特別支援学校において学校長を中心にした組織的な体制を整備するに当たっては、安全委員会がその役割を果たすこととなるが、当該委員会の設置、運営等に当たっては、学校医又は指導医に指導を求めること。

-10-

学校における医療的ケアの実施について

※「特別支援学校等における医療的ケアの今後の対応について（平成23年12月20日 23文科初第1344号初等中等教育局長通知）」「特別支援学校等における医療的ケアの実施に関する検討会議報告書（平成23年12月9日）」より要約

<登録特定行為業務事業者（各特別支援学校）>

②保護者との関係

- 看護師等及び教員等による対応に当たっては、保護者から、特定行為の実施についての学校への依頼と当該学校で実施することの同意について、書面で提出させること。なお、保護者が書面による提出を行うに当たっては、看護師等及び教員等の対応能力には限りがあることや、児童生徒等の健康状態が優れない場合の無理な登校は適当でないこと等について、学校が保護者に対して十分説明の上、保護者がこの点について認識し、相互に連携協力することが必要であること。
- 健康状態について十分把握できるよう、事前に保護者から対象となる児童生徒等に関する病状についての説明を受けておくこと。
- 対象となる児童生徒等の病状について、当該児童生徒等が登校する日には、連絡帳等により、保護者との間で十分に連絡を取り合うこと。
- 登校後の健康状態に異常が認められた場合、保護者に速やかに連絡をとり、対応について相談すること。

-11-

※「特別支援学校等における医療的ケアの今後の対応について（平成23年12月20日 23文科初第1344号初等中等教育局長通知）」「特別支援学校等における医療的ケアの実施に関する検討会議報告書（平成23年12月9日）」より要約

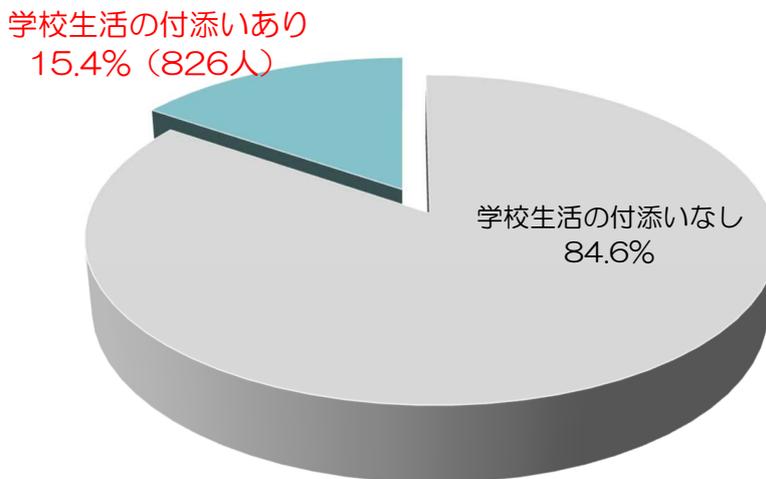
<小中学校等における医療的ケア>

- 原則として看護師等を配置又は活用しながら、主として看護師等が医療的ケアに当たり、教員等がバックアップする体制が望ましいこと。
- 児童生徒等が必要とする特定行為が軽微でかつ実施頻度が少ない場合には、介助員等の介護職員について、特定の児童生徒等との関係性が十分認められた上で、その者が特定行為を実施し看護師等が巡回する体制が考えられること。
- 教育委員会の総括的な管理体制の下に、各学校において学校長を中心に組織的な体制を整備すること。また、医師等、保護者等との連携協力の下に体制整備を図ること。

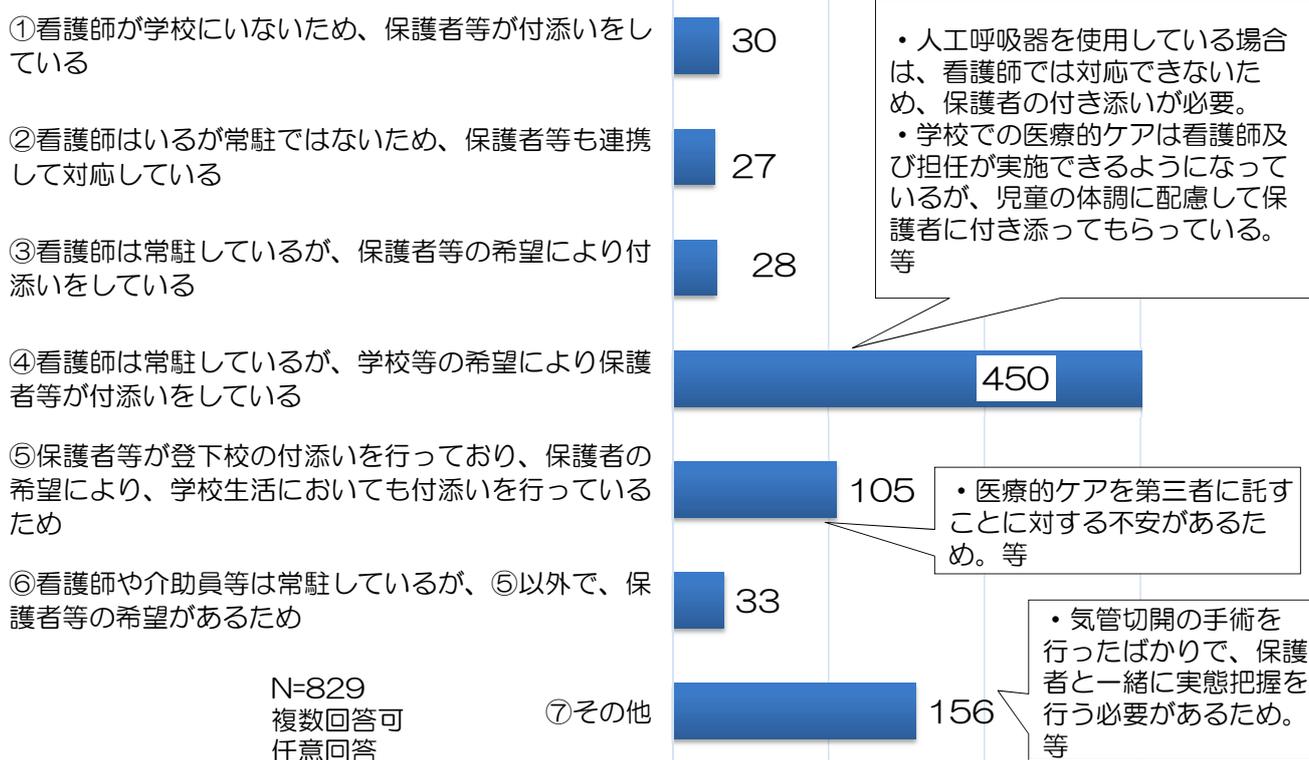
<特定行為以外の医行為>

- 特定行為以外の医行為については、看護師等が行うものであるが、教育委員会の指導の下に、基本的に個々の学校において、個々の児童生徒等の状態に照らしてその安全性を判断しながら、対応可能性を検討すること。その際には主治医又は指導医、学校医や学校配置の看護師等を含む学校関係者において慎重に判断すること。

通学生（病院併設校を除く）の学校生活における付添いの状況
(5,357人)



特別支援学校の学校生活における付添いの理由



対象児童生徒等の通学・訪問教育の別

区分	医療的ケアが必要な児童生徒等数（H28年度（名））				合計
	幼稚部	小学部	中学部	高等部 （専攻科除く）	
通学生	40 (2)	2,945 (323)	1,516 (221)	1,425 (208)	5,926 (754)
訪問教育	0	1,100	505	585	2,190
合計	40	4,045	2,021	2,010	8,116

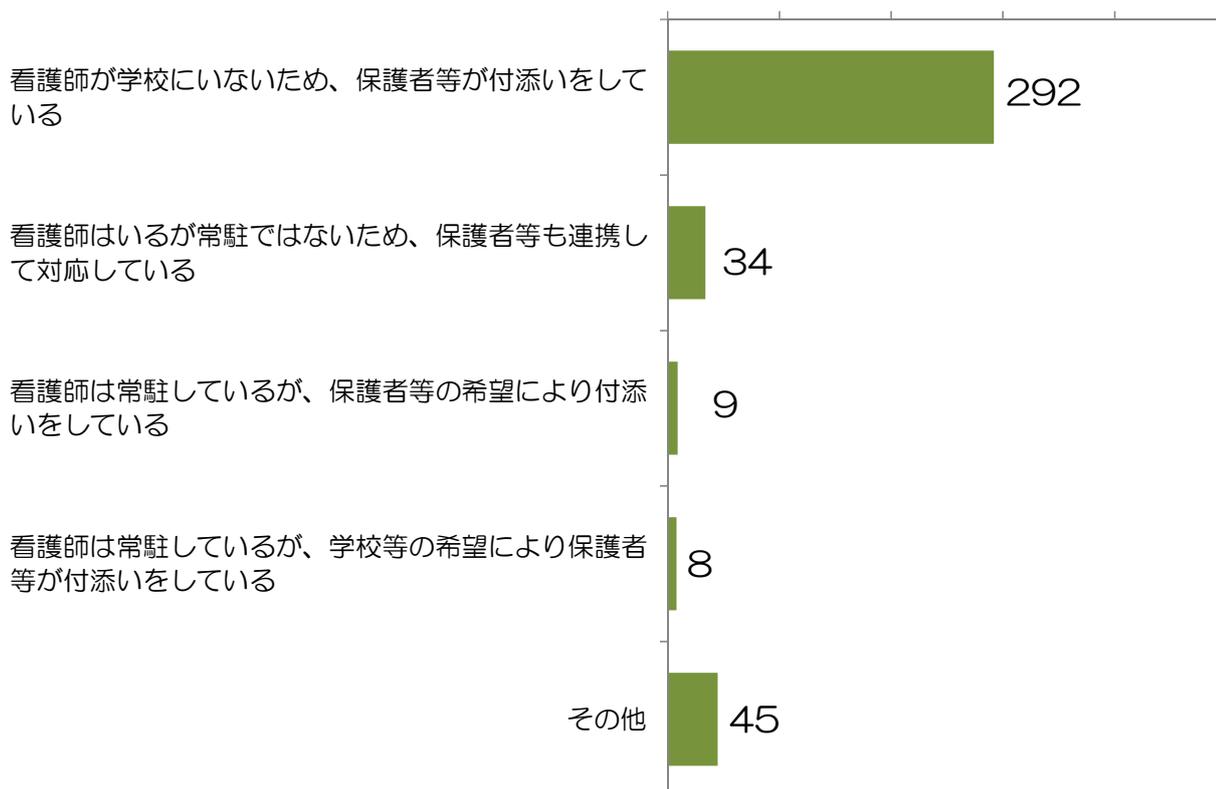
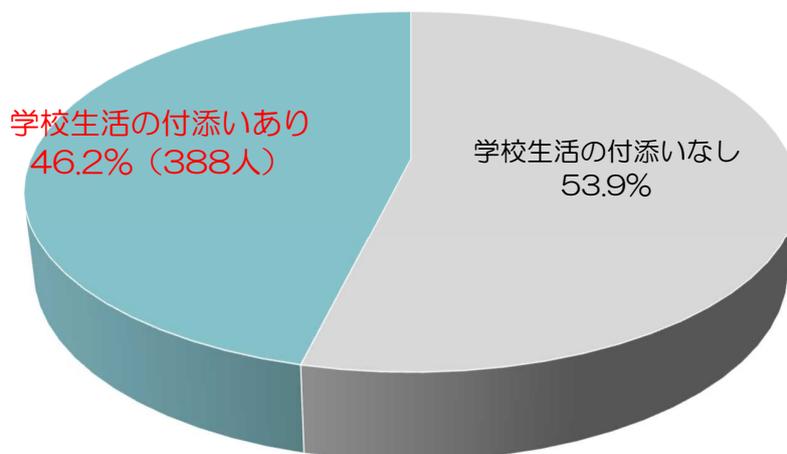
※カッコは病院内や病院に併設している特別支援学校の本校・分校・分教室に在籍者で内数。

医療的ケアの行為別（例）の通学・訪問教育の別

区分	医療的ケアの項目ごとの児童生徒等数（H28年度（名））			
	経管栄養 （胃ろう）	経管栄養 （腸ろう）	気管カニューレ内 の痰の吸引	人工呼吸器の使用
通学生	2,812 (371)	78 (19)	1,481 (256)	449 (183)
訪問教育	1,251	59	1,061	884
合計	4,063	137	2,542	1,333

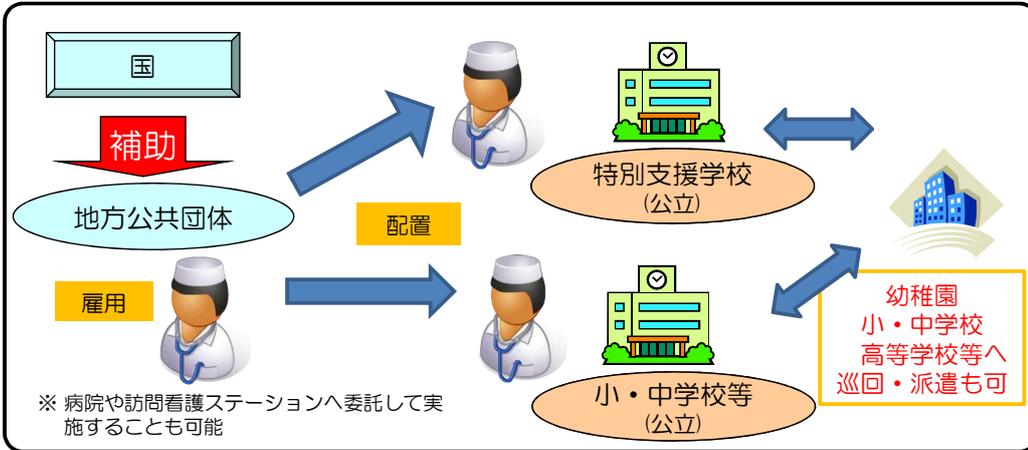
※カッコは病院内や病院に併設している特別支援学校の本校・分校・分教室に在籍者で内数。

学校生活における付添いの状況
(839人)



医療的ケアのための看護師配置事業（切れ目ない支援体制整備充実事業）
平成30年度概算要求額 1,050百万円（平成29年度予算額 840百万円）

近年、学校において日常的にたんの吸引や経管栄養等の「医療的ケア」が必要な児童生徒が増加している。
 これらの児童生徒等の教育の充実を図るため、学校に看護師を配置し、医療的ケアの実施等を行う。



想定される業務例

- ・ 医療的ケアの実施
- ・ 教員への指導・助言
- ・ 研修の講師 等

補助金概要

- ◇補助率：1/3
- ◇配置人数：1,500人（平成29年度：1,200人）
- ◇補助対象経費：看護師の雇用に係る報酬、共済費、旅費等

文部科学省 → **補助**

都道府県・市区町村
 ※平成29年度より、市区町村についても、間接補助ではなく、都道府県に事務委任し、直接補助。

学校における医療的ケア実施体制構築事業

平成30年度概算要求額63百万円（平成29年度予算額 45百万円）

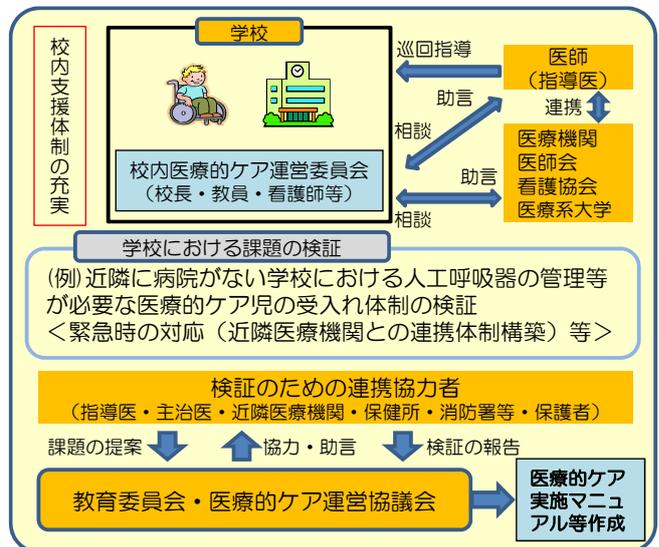
医療技術の進歩等を背景として、例えば、**酸素吸入や人工呼吸器の管理等の特定行為以外の医行為**が必要な児童生徒等の在籍が、学校において増加している。

学校において、こうした高度な医療的ケアに対応するため、**医師と連携した校内支援体制の構築**や、**医療的ケア実施マニュアル等の作成**など、医療的ケア実施体制の充実を図る。

◆委託先：都道府県・指定都市教育委員会・市町村教育委員会 ◆委託箇所：17地域

学校における高度な医療的ケア等に対応した校内支援体制充実事業（対象校：公立特別支援学校及び小・中学校等）

- 医療的ケアに精通した医師を指導医として委嘱し、校内支援体制の充実を図る。
 - ・ 学校巡回指導
 - ・ 校内医療的ケア運営委員会での助言
 - ・ 医療的ケアに関する相談に対する助言等
- 人工呼吸器の管理等が必要な医療的ケア児における、学校の施設・整備面や学校が設置されている地域の状況等を踏まえた受け入れ体制に応じて、指導医・医療機関・医師会・看護協会・医療系大学等と連携の下、体制の構築を図る。
- 検証を踏まえ、教育委員会・医療的ケア運営協議会において、高度な医療的ケア等に対応するための医療的ケア実施マニュアル等を作成。
 教育委員会として学校の医療的ケア実施体制の構築を図る。



学校において医療的ケアを実施する意義について

学校において医療的ケアを実施することで

○教育機会の確保・充実

授業の継続性の確保、訪問教育から通学への移行、登校日数の増加

○経管栄養や導尿等を通じた生活のリズムの形成

(健康の保持・心理的な安定)

○吸引や姿勢変換の必要性など自分の意思や希望を伝える力の育成

(コミュニケーション・人間関係の形成)

○排痰の成功などによる自己肯定感・自尊感情の向上

(心理的な安定・人間関係の形成)

○安全で円滑な医療的ケアの実施による信頼関係の構築

(人間関係の形成・コミュニケーション)

※カッコは対応する学習指導要領「自立活動」の区分の例

-22-

学校において医療的ケアを実施する意義について

教育活動

医療的ケア

密接に関連

教員の専門性

看護師の専門性

☆看護師は、その専門性を活かして医療的ケアを進め、

教員が、その専門性を活かしてサポートする。

☆教員は、その専門性を活かして授業を進め、

看護師が、その専門性を活かしてサポートする。

双方がその専門性を発揮して
児童生徒の成長・発達を最大限に促す

-23-